

福岡空港特定運営事業等 募集要項等への質問及び回答（平成29年6月28日）

（注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成29年6月28日をいう。）

No	資料名	タイトル	頁	項	質問の内容	回答
1	募集要項	実施方針	4	2 (4)	「募集要項等に記載がない事項」との記載がありますが、実施方針の規定が引き続き効力を有する項目につき、具体的に確認させて頂けますでしょうか。	実施方針と募集要項等においてスキーム上に大きな違いはありません。詳細については、実施方針及び募集要項等をご確認ください。
2	募集要項	運営権の設定等及び運営権者譲渡対象資産の譲り受け方法	5	2 (7)	A) 本事業の遂行のみを目的とするSPCとありますが、仮に将来近隣の国管理空港の運営を行う場合当該SPCが近隣国管理空港の運営権を取得するのではなく、空港毎にSPCを分けるとの理解で宜しいでしょうか？	SPCが近隣国管理空港の公募に参加する場合のスキームについては、近隣国管理空港の実施方針等により定められます。
3	募集要項	運営権の設定等及び運営権者譲渡対象資産の譲受方法	5	2 (7)	A) 「駐車場施設については、運営権設定日においては駐車場施設事業者が所有・運営しており、国が空港運営事業開始日に譲渡を受けることで運営権設定対象施設に含まれることになる」との記載がありますが、関連資料等によれば現在駐車場は空港環境整備協会に使用許可が出されているようです。同協会に対しては、空港用地等貸付義務の対象外とされていますが、駐車場に関しては、空港運営事業開始日に国有財産無償貸付契約によって運営権者が駐車場施設の貸付を受け、自動的に運営権者による駐車場運営の開始となるのか、それとも駐車場施設の貸付は行われるものの、整備協会に対する運営委託契約等も運営権者に承継され、空港運営事業開始日直後は、駐車場運営は同協会が実施するのか、いずれであるのかご教示ください。	駐車場に関しては、空港運営事業開始日に国有財産無償貸付契約によって運営権者が駐車場施設の貸付を受け、自動的に運営権者による駐車場運営の開始となります。
4	募集要項	ビル施設の取扱い	6	2 (7)	C) 空港用地（非国有地）は、運営権設定対象施設等に該当しますか。5(1)によれば、非運営権施設となるように見受けられます。	空港用地（非国有地）は、運営権設定対象施設等に含まれます。
5	募集要項	運営事業終了後の資産買取範囲	7	2 (7)	D)- ② 空港運営事業終了時において国又は国の指定する第三者がSPCの株式を取得していただければ、運営権者としては簡易に事業承継を行うことができると思料いたしますが、その可能性があると理解してよろしいでしょうか。	空港運営事業終了時に国又は国の指定する第三者がSPCの株式を取得することで簡易に事業承継を行う仕組みは想定しておりません。
6	募集要項	運営権者の資産等	7	2 (7)	D)- ② 「国等は必要と認めたものを時価にて買い取ることができる。」につきましてご回答をお願い申し上げます。 時価につきましては、買い取り時価を指すこと判断がつかうのですが、必要と認める認定の時点については、例えば更新投資の計画の段階からなど前倒しにさせていただき意向はございますでしょうか。 運営事業者側での投資判断の重要な要素となりますので、ご検討いただけますと幸いです。	第二次審査における競争的対話等をご確認ください。
7	募集要項	運営権者の資産等	7	2 (7)	D)- ② 「国等は必要と認めたものを時価にて買い取ることができる。」とございますが、どのような判断基準で買取の可否が決定するのでしょうか。基準や決定プロセス等、ございましたらご教示いただけますでしょうか。	第二次審査における競争的対話等をご確認ください。
8	募集要項	運営権者所有資産の処分について	7	2 (7)	D)- ② 「また、国又は国の指定する第三者は、運営権者及びその子会社又は関連会社の所有する資産のうち必要と認めたものを時価にて買い取ることができる。（中略）本事業の実施のために運営権者及び運営権者子会社等が所有する資産（国又は国の指定する第三者が買い取る資産を除く。）については、すべて運営権者及び運営権者子会社等の責任において処分しなければならない。」とありますが、当該資産の法定耐用年数が運営期間終了後まで及び場合、法定耐用年数に基づく償却費を計上してうえで買い取られない資産について運営権者で処分のうえ除却損とする形となるのでしょうか。	会計処理については公募参加者にてご判断ください。

(注：回答欄に記載の「現時点」又は「現在」とは、平成29年6月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項	質問の内容	回答
9	募集要項	空港用地（非国有地）に係る賃貸借契約	8	2 (9)	国が空港用地（非国有地）の所有者と締結している賃貸借契約について、何らかの理由により更新が滞った場合、空港運営に支障をきたすおそれ（空港の一時的な閉鎖等）がありますが、運営権者に対する営業補償などは想定されていますでしょうか。	賃貸借契約が滞ることは想定していませんが、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
10	募集要項		8	2 (8)	「なお、上記の着陸料等の空港使用に係る料金の設定においては、関係地方公共団体の意見を踏まえ」とありますが、運営権者と関係地方公共団体との間で意見がまとまらなかった場合どう決めることになるのでしょうか。プロセス等をご教示いただけますでしょうか。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
11	募集要項	その他附帯する事業	9	2 (10)	D)-②- (iii) 優先交渉権者が提案する事業・業務の中で北九州空港との相互補完について言及することが求められていますが、将来的に北九州空港の民営化を見据えた提案をすることは可能でしょうか。 例えば、北九州空港へ路線を誘致するにあたっては、北九州空港において着陸料等の見直しや、旅客増加に対応するための設備投資等が必要となるため、これらの施策も踏まえた提案をする必要があると考えております。	募集要項に記載のとおり、近隣の国管理空港の民間委託について現時点で予定されているものではありません。優先交渉権者選定基準に記載のとおり、応募者は、福岡空港を取り巻く環境に留意しながら、将来構想（「空港の戦略的な利用促進に関する事業」に関するものを除く）の実現に向けて、福岡空港の運営権者として実施する施策をご提案ください。
12	募集要項	環境対策事業費用について	9	(10) C)	i) 環境対策事業において、機構の存続が廃止されるまでの間、国及び機構が費用を負担して事業を実施するものと理解しております。 一方で、運営権者が土地の買入れを行った場合は、国に無償譲渡するとの記載が脚注11にございますが、機構が存続している期間内に発生する当該土地の買入れの費用は国が負担されるという理解で相違はありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	募集要項	ヘリポート機能	11	2 (10)	D② (i) 回転翼機能の移転先につき、用地確保（購入ないし賃貸）については、国が責任を負うことを明確化願います。	用地確保については、国が責任を持って実施します。
14	募集要項	空港外での事業活動	12	2 (10)	E 運営権者は、空港用地外において市中免税店を営むことはできますか。	募集要項に記載のとおり、国の承認が必要となります。
15	募集要項	ビル施設等事業	12	2 (10)	E) 「運営権者又は運営権者子会社等は、国の承認のない限り、空港用地外で第三者から収入等を得る事業活動を行ってはならない」とされていますが、ここにビル施設事業者の関連会社等が天神で運営する空港型市中免税店は含まれないという理解でよいでしょうか。あるいは、すでに国の事前承認が得られたと事業とみなしてよいのでしょうか。	ご質問の事業についても国の承認を得る必要があります。もともと、本回答時点と実質的に同内容の事業を運営権者子会社等が行っている場合には、国は承認する想定です。
16	募集要項	ビル施設等事業	12	2 (10)	E) 運営権者又は運営権者子会社等は空港用地外に販売店舗がある空港型市内免税店の運営、同免税店への商品卸売り、同免税店を行う会社の株式保有いずれも実施可能でしょうか？	募集要項に記載のとおり、国の承認が必要となります。
17	募集要項	ビル施設等事業	12	2 (10)	E) 反対解釈から、SPC出資者（代表企業・構成企業）は空港用地外（任意）事業を行ってよいとの理解でよろしいでしょうか。 また、他のコンセッション事例ではみられたのですが、任意事業協定のようなものは存しないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、優先交渉権者構成員が空港用地外で行う事業については、特段の制限はなく、当該事業について国と優先交渉権者構成員の間で協定等を締結することは予定していません。
18	募集要項	航空機給油サービス事業	12	2 (10)	E)-③ (i) 「空港機能施設事業者による事業実施期間終了後の期間は、運営権者が当該事業実施の義務を負う」とされていますが、再度、第三者に業務委託することを妨げるものではないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成29年6月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項	質問の内容	回答
19	募集要項	更新投資の取扱い	13	2 (13)	A) 国の事前の承認が必要と思われる更新投資を施策として提案した場合、選定基準における「一定の条件を満たす場合にのみ実施することを予定する提案」と見なされ、特段の条件無く実施する施策よりも低い評価となるのでしょうか？	ご理解のとおりです。
20	募集要項	更新投資等の取扱い	13	2 (13)	A) 国が公益上必要であると判断して行う維持管理（更新投資）の費用負担は国と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	募集要項	機構への運営権者職員の派遣	14	2 (16)	機構への運営権者職員の派遣について、人数は提案事項、及び評価対象とならないという理解でよろしいでしょうか。	事業承継に向けて必要な体制が適切に検討されているかについて評価を行います。
22	募集要項	更新投資等の取扱い	14	2 (13)	A) 「公益上の理由」とは、滑走路処理容量や駐機場など基本施設の不足にかかる容量拡大が含まれるとの理解でよいか。	現時点で具体的に想定しているものではありません。なお、基本施設の不足にかかる処理容量の拡大は、運営権者にて更新投資の範囲内で対応ください。
23	募集要項	更新投資等の取扱い	14	2 (13)	A) 「公益上の理由」とは、滑走路処理容量や駐機場など基本施設の不足にかかる容量拡大が含まれるとの理解でよいでしょうか。	現時点で具体的に想定しているものではありません。なお、基本施設の不足にかかる処理容量の拡大は、運営権者にて更新投資の範囲内で対応ください。
24	募集要項	更新投資等の取扱い	14	2 (13)	A) 国が公益上の理由を検討した上で必要であると判断された場合の更新投資につきましては、例えば国の専権事項とされる国防上の必要から設備投資する場合などが概ね想定できるのですが、他に現在想定し得る事項がございましたらご教示いただけますでしょうか。	現時点で具体的に想定しているものではありません。
25	募集要項	CIQ施設について	14	2 (13)	B) ターミナルビルの実用性向上を目的に、CIQ施設の再配置や新設が必要となる提案を行う場合、提案段階では国の事前承認は得ることはできないと理解しております。係る状況下において、そのような提案をすることは妨げないと理解してよろしいでしょうか。	そのような提案を妨げるものではありません。
26	募集要項	運営権等の対価	15	2 (17)	他のコンセッションでは割引率を予め国のほうで設定していただいている場合もあるかと存じますが、本件では運営権者側での任意設定との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	募集要項	収益連動負担金	16	2 (17)	二重化事業により整備された平行誘導路の供用開始日又は空港運営事業開始日のいずれか遅い方が年度途中の日付のとき、当該年度の発着回数は、当該日付以降からカウントされるという理解でよろしいでしょうか。	年度当初からのカウントとなります。
28	募集要項	収益連動負担金	16	2 (17)	発着回数に軍やヘリコプター等の（非商業の）フライトについても含まれるか、ご教示ください。	募集要項脚注29のとおり、回転翼機の発着回数は除きます。また、脚注7に記載のとおり、以下の着陸料を収受できないものを除きます。 (i) 外交上の目的又は公用のために使用される航空機が使用する場合の着陸料等 (ii) 試験飛行の場合、離陸後やむを得ない事情のため他の空港等に着陸することなしに本空港に着陸する場合、やむを得ない事情による不時着の場合、航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸料等 (iii) その他国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する国土交通省告示において、着陸料等を徴収しない場合として定められた場合
29	募集要項	応募者の参加資格要件	17	3 (1)	A) 代表企業に求められる要件として出資比率に関する制約等の記載は御座いませんが、代表企業が必ずしもSPCの最大出資者である必要はないという整理で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	募集要項	SPCでの株の保有	17	3 (1)	A④) コンソーシアム構成員がSPVを通して間接的に株を保有しようとする場合、1次入札において、その意図の記載の要否と、SPVについてどの程度詳細に記載すべきかご教示ください。	第一次審査提案書において、間接出資の意図を含めた具体的なスキームについてご説明ください。また、SPVの説明にあたっては、少なくともSPCとコンソーシアム構成員との具体的な資本関係を明示するようにしてください。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成29年6月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項	質問の内容	回答
31	募集要項	コンソーシアム構成員の変更	17	3 (1)	A⑤ 1次入札後のコンソーシアム構成員について、国が変更を認めると、「変更せざるを得ない事情」につき、どのような事情がご教示ください。 コンソーシアム構成員が1次入札後に議決権比率を変更可能か、ご教示ください。	個別事情によって判断いたします。議決権比率の提案に関する変更を妨げるものではありませんが、公募参加者はその内容について丁寧な説明が求められます。
32	募集要項	参加要件	19	3 (1)	D) 運営権者は法定運送事業者等と「なってはならない」との規定ですので、構成企業等がすでに当該法定運送事業者等であることは規制していないとの認識でよろしいでしょうか。	「法定運送事業者等」が不明確であるため、回答を控えさせていただきます。
33	募集要項		20	3 (1)	E ビル施設事業者の発行済株式の全てを新たに取得することで入札参加資格を得る株式会社は、ビル施設事業者及びその子会社との間で役員を兼任しないことに加え、ビル施設事業者から公募の手續きに関わる情報を得る行為を制限されていますが、当該株式会社の役員が、ビル施設会社の職員を兼務している場合、ビル施設事業者から公募の手續きに関わる情報を得る行為に該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	募集要項	ビル施設事業者の情報開示	20	3 (1)	E) 「本事業に係る公募の手續に関して必要となる一切の情報」は運営権対価の算定等に際して重要な情報であるため、応募者から追加情報開示要請があった場合、開示できない合理的な理由がある場合を除いて、VDR等で応募者全員に開示されると理解して宜しいでしょうか。本質疑はビル施設事業者を含むコンソーシアムと、それ以外での情報量の差を生じさせない目的で挙げております。	ご理解のとおりです。
35	募集要項	スケジュール	21	3 (2)	A) 第二次審査書類の提出期限が最終的に決定されるのは、いつ頃と考えておけばよいでしょうか（競争的対話の過程では明らかにされますでしょうか）。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
36	募集要項	審査方法について	25	3 (1)	G)- 書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行うということですが、書類とプレゼンテーションそれぞれに配点があり、合計点での審査となるのでしょうか。	審査委員会における審査では、提案審査書類を審査するとともに、審査委員会に対するプレゼンテーション（質疑応答を含む。）による提案内容の確認を踏まえた上で採点することになります。
37	募集要項		29	3 (4)	D) SPCの資本金の金額等について制約（例：最低●億円以上）はあるでしょうか。	制約はありません。
38	募集要項		29	3 (4)	D) SPCの資金調達、株主が資金業免許保有を前提に「株主ローン」にて行う方式を取ることには問題はないでしょうか。	問題はありません。ただし、設立時の資本金及び資本準備金について、当該方式を取ることには認められません。
39	募集要項	SPCの設立	29	3 (4)	議決権株式の文言はみられますが、無議決権株式の発行は可能でしょうか。 また、さらに議決権株式と匿名組合出資の併用は可能でしょうか。	無議決権株式の発行は可能です。 議決権株式との匿名組合出資併用についても、提案を妨げるものではありません。
40	募集要項	SPCの設立	29	3 (4)	D) 基本協定の締結後に設立するSPCは株式会社とのことですが、その資金調達として、匿名組合出資による調達を行ったとしても（例：ローン70%、匿名組合出資25%、普通株式5%）、議決権のある普通株式が全て代表企業または構成員からの出資である場合（いわゆるKK-TKスキーム）、審査においてマイナスの評価となりますか。この場合、匿名組合出資のすべてが代表企業または構成員からの出資である場合及び匿名組合出資が外部投資家からの出資である場合（但し、この外部投資家は経済権益を持つのみであり、会社の議決権行使、意思決定は代表企業または構成員のみによってなされる）を含みます。	優先交渉権者選定基準に記載のとおり、審査にあたっては、事業期間にわたって、応募者及び運営権者が適切な関係を構築することができる出資構成等となっているかどうかについて評価します。
41	募集要項	本議決権株主を追加する場合の取り扱い	30	3 (4)	G) 本議決権株主を追加する場合は、既存株式の譲渡の方式はとれないのか。	既存株式の譲渡の方式はとれません。
42	募集要項	運営権者譲渡対象資産の譲受	31	3 (4)	I) 運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合とありますが、国が作成した予定価格以上であれば有効、未満であれば無効という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成29年6月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項	質問の内容	回答
43	募集要項	資産の譲渡	31	3 4	I 国が作成する予定価格とはどのようなものでしょうか。入札参加者はどのようにこれら譲渡対象資産の価値を見積もるべきかご教示ください。また、もし運営権者が予定価格より高い、又は、低い価格を見積もりとして提出した場合、何が起るのかご教示ください。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
44	募集要項	応募に関する留意事項	32	3 (5) B)③	③ 外国語の付属資料を提出する場合、関連する部分について"正確な"日本語訳が要求されていますが、具体的に翻訳についての指定はございますか。また、原文が外国語の場合も、日本語訳が原文に優先されるのでしょうか。	翻訳業者の指定はありません。参加資格に係る資料の付属資料として外国語の印刷物も認められますが、翻訳が誤っている場合には参加資格を喪失することがあります。このため、当該資料については日本語による正確な翻訳を添付していただくようお願いいたします。
45	募集要項	提案内容の履行義務について	33	3 (5) D)⑤	⑤ 運営権者の提案内容の履行義務についての質問です。国が行う滑走路増設事業や二重化事業の予定日通りの完工を前提とした提案（例：旅客増を前提とした設備投資等）を行うケースでは、仮に完工遅延があった場合 提案通りの業務遂行をスケジュール通りに行わない（/行えない）ことも想定されます。その場合は、運営権者としての不履行を問われない、乃至は最低でも協議させて頂ける余地があると考えて宜しいでしょうか？	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
46	募集要項		33	3 (5) D)-⑤	D)-⑤ プレゼンテーション時における質疑・回答内容は、履行義務の担保の為、音声録音・議事録の共有等を実施するのでしょうか。	実施いたしません。
47	募集要項	提案内容の履行義務	33	3 (5) D)-⑤	D)-⑤ 国に提示した提案については、運営権者がこれを履行する義務を負うとありますが、例えば ⑤ 事業期間中における空港活性化を目的とする設備投資に関する考え方の提案において、30年後の旅客数・貨物量の目標値が実現できなかった場合に当該目標値を前提とした設備投資が不要と判断される場合も義務は残るといことでしょうか。	左記のような条件を満たす場合のみ実施することを予定する施策として提案した場合には、義務とはなりません、特段の条件なく実施する施策の方が高く評価されます。
48	募集要項		34	4 (1) C)	C) 周辺地域のまちづくりへの協力の、具体的な協議相手（町会・その他団体等）をご教示ください。また、当該団体と国・県・市がこれまで行ってきた協議・協力内容をご開示ください。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
49	募集要項	ビル施設事業者が行う工事について	34	4 (1) D)	D) ビル施設事業者が行う国内線ターミナル再整備事業について、実施契約締結以降、国の同意を得て、且つ工期に影響しない範囲で計画内容を調整させて頂くことは可能でしょうか。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
50	募集要項	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	34	4 (1) D)	D) 滑走路増設事業が、完了予定である平成37年3月に供用ができなかった場合、遅延による提案事項への影響並びに収入機会損失の補填について、国の考え方を示してください。	国による補償は行いません。
51	募集要項	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	34	4 (1) D)	D) 増設滑走路について、航空法に規定される滑走路等にかかる機能要求（勾配・灯火・制限表面等）はすべて満足されると理解してよいのか。	要求水準違反となるような事項は想定しておりません。
52	募集要項	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	34	4 (1) D)	D) 誘導路二重化・滑走路増設に関して、施工中に航空機の利用に制約が生じた場合の、国による補償の考え方を示してください。	国による補償は行いません。

(注：回答欄に記載の「現時点」又は「現在」とは、平成29年6月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項	質問の内容	回答
53	募集要項	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	34	4 (1) D)	誘導路二重化・滑走路増設に関して、施工中に航空機の利用に制約が生じた場合の、国による補償の考え方をお示しいただければと思います。	国による補償は行いません。
54	募集要項	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	34	4 (1) D)	滑走路増設事業が、完了予定である平成37年3月に供用ができなかった場合、遅延による提案事項への影響並びに収入機会損失の補填について、国の考え方をお示しいただければと思います。	国による補償は行いません。
55	募集要項	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	34	4 (1) D)	増設滑走路について、航空法に規定される滑走路等にかかる機能要求（勾配・灯火・制限表面等）はすべて満足されると理解してよいでしょうか。	要求水準違反となるような事項は想定しておりません。
56	募集要項	滑走路増設及び二重化事業について	34	(1) D)	公表されている時期より、滑走路増設及び二重化事業の完了が遅延した場合、空港運営事業期間の延長事由となりますでしょうか。	延長事由とはなりません。
57	募集要項	国等が実施する工事への協力	35	4 (1) D)	「国内線旅客ターミナルビル再整備事業」の発注者はビル施設事業者であり、ビル施設事業者がその工事代金の支払義務を負うという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	募集要項	国等が実施する工事への協力	35	4 (1) D)	「国内線旅客ターミナルビル再整備事業」により増築される施設はビル施設事業者の所有物であり、国に無償譲渡されるものではないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	募集要項	空港運営事業の前提条件	35	4 (1) F)	進入方式の高度化に伴い、騒音対策区域の見直し等が必要になる場合があると思われませんが、国は運営権者の意向に反して、進入方式の高度化を実施することはないという理解で宜しいでしょうか。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
60	募集要項	関係地方公共団体による関与について	35	4 (1) H)	関係地方公共団体の持分比率は提案事項になりますでしょうか。また、提案事項となる場合であっても、持分比率の多寡については、評価対象とすべきではないと思料致します。	関係地方公共団体の持分比率は、提案事項とはなりません。優先交渉権者選定基準をご確認ください。
61	募集要項	関係地方公共団体による関与について	35	4 (1) H)	関係地方公共団体から運営権者に派遣される予定の非常勤取締役（1名）について、運営権者の最適な体制構築検討のため、どのようなバックグラウンド・専門性を持つ人材を想定しているか、ご教示願います。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
62	募集要項	進入方式の高度化について	35	(1) F)	進入方式の高度化の導入につきましては、国、関係地方公共団体、運営権者が三者共同で協力するとの理解ですが、地元の理解を得ることも三者共同で行うとの理解で良いかご教示ください。また、想定されている導入の具体的な時期をご教示ください。	前段についてはご理解のとおりです。導入の具体的な時期については、現時点で未定です。
63	募集要項	関係地方公共団体による本議決権株式取得	36	4 (1) H)-②	関係地方公共団体合計で本議決権株式10%以下の取得とありますが、提案書に記載する事業計画の増資計画（資金調達計画）における不確実性が生じてしまいます。増資計画においては、関係地方公共団体の出資を得られない前提で作成するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成29年6月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項	質問の内容	回答
64	募集要項	関係地方公共団体による本議決権株式取得	36	4 (1)	H)- ② 関係地方公共団体合計で本議決権株式10%以下の取得とありますが、当該取得の時期・出資比率によって応募企業及びコンソーシアム構成員の資金効率に影響が生じます。運営権対価においては、関係地方公共団体が当初から最大10%の出資する前提で計算するという理解でよろしいでしょうか。	運営権対価については、公募参加者が必要と判断した事象を考慮の上、ご提案ください。
65	福岡空港特定運営事業等募集要項	本事業の対象施設	38	5 (1)	二重化事業、ヘリポート移設、滑走路新設等、国が実施する事業の完了が想定時期から遅延した場合、フォース・マジュールとしてコンセッション期間の延長は受けられるのでしょうか？	延長事由とはなりません。
66	募集要項	空港用地について	39	(2)) A)	本事業の対象となる3,455,500平方メートルの空港用地ですが、実施方針の際の対象面積(3,530,000平方メートル)と比較しますと、面積が減少しておりますが、当該背景をご教示ください。	平成29年4月の告示により見直したためです。
67	優先交渉権者選定基準	提案審査	4	第4 2	「ただし書」で当該審査を省略することがあるとされていますが、その場合資格審査を通過した応募全者が第二次審査に進むという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	選定基準		9	2 (1)	- 「離島航空路線の維持・充実」の「充実」について、重視するポイント(便数・新路線・旅客数)をご教示ください。	公募参加者ご自身でご検討ください。
69	優先交渉権者選定基準	設備投資	9		機能維持投資には、既存施設に係る新規システムの投資や既存施設のレイアウト見直し等による利便性・安全性の向上に係る投資も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	提案する設備投資が、「現に存在する施設の機能維持に係る投資(修繕費を含む)」に当てはまるのであれば、空港の機能維持を目的とする設備投資に該当します。
70	優先交渉権者選定基準	空港の機能維持のための設備投資	9	4 表1の審査のポイントに関する説明	2 「空港機能維持のための設備投資」には、「現に存在する施設」ではない回転翼機能移設事業により移設した回転翼機能施設及び滑走路増設事業により増設した滑走路の機能維持に係る投資も含まれるのか。	含まれます。
71	優先交渉権者選定基準	出資比率	11	第4 4	(2)- 表1- 3-(実 体制) 代表企業の議決権保有比率又は(無議決権株式を含めた)出資比率のいずれか又はその双方が、すべての構成員の中で最大となることは、法令、ガイドライン、募集要項又は優先交渉権者選定基準のいずれにおいても、要求されていないものと理解しておりますが、かかる理解に誤りがあれば、(根拠と共に)ご指摘ください。	ご理解のとおりです。
72	優先交渉権者選定基準	実施体制	11	4 表1の審査のポイントに関する説明	3 「コンソーシアム構成員ごとの出資比率及び議決権比率」の提案において、募集要項3.(4)G)に定める手続により本議決権株主を追加することを前提として、当該追加分については出資者を特定しない形での提案を行うことは認められるのか。	募集要項3.(4)G)に定める手続により本議決権株主を追加することを前提とした提案は認められません。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成29年6月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項		質問の内容	回答
73	優先交渉権者選定基準	提案審査における審査基準 【表1の審査のポイントに関する説明】	12	第4	3	(3) 評価される「実績」について、福岡空港が所在する福岡県下での業務実績を有することで、同様の実績を福岡県外で有することに比べて、より高い評価がなされるのか、明らかにしてください。 同様に、日本国内外の別による評価の差異についても明らかにしてください。	優先交渉権者選定基準に記載のとおり、本事業との関連性、有用性の観点から評価を行うこととなります。
74	優先交渉権者選定基準	親会社・株主等持分権者の実績	12	第4	4	(2)-表1-3-(実施体制)(3)「ただし、応募企業、コンソーシアム構成員の親会社又は株主等持分権者の実績は評価の対象外」とありますが、募集要項(19頁)の「C)応募企業又は代表企業に求められる要件」においては、「応募企業若しくは代表企業と資本面若しくは人事面において一定の関連のある者」の実績が許容されているため、親会社又は株主等持分権者の実績も資格審査及び評価の対象となるように解釈できます。両記述の関係をどのように解釈したらよいかをご教示ください。	資格審査では「応募企業若しくは代表企業と資本面若しくは人事面において一定の関連のある者」の実績を考慮しますが、提案項目の1つである実施体制の評価においては「応募企業、コンソーシアム構成員の親会社又は株主等持分権者」の実績は評価の対象外となります。
75	優先交渉権者選定基準	運営権対価	13			4-(1) 収益運動負担金を、募集要項で提示された算定方法以外では提案することができないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	優先交渉権者選定基準	提案審査における審査基準 【表2の審査のポイントに関する説明】	22	第5	B)	【B1-4-(6) 「滑走路処理容量の拡大に寄与する具体的かつ実現可能性が高い提案がある場合に加点することがある」とあるが、提案の採用可否や実現可能性にかかる判断基準や考え方を明らかにしてください。	優先交渉権者選定基準をご確認ください。
77	優先交渉権者選定基準	提案審査における審査基準 【表2の審査のポイントに関する説明】	22	第5	B)	【B1-4-(6) 「滑走路処理容量の拡大に寄与する具体的かつ実現可能性が高い提案がある場合に加点することがある」とあるが、提案の実現に必要な国（管制機関）の積極的な協力がいただけるとの理解でよいか。また、提案の実現に必要な無線施設がある場合、この整備費は、国が負担するとの理解でよいか。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
78	優先交渉権者選定基準	5年間の具体的な料金設定からの見直しについて	23	B1	2	(4) 30年間の基本施策に準じていれば、事業開始6年目以降（5年間の具体的施策の実施後）について、社会情勢の変化や技術革新等に応じた料金施策の見直しは可能と理解してよろしいでしょうか。	30年間の基本施策として提案した内容に則っているのであれば、ご理解のとおりです。
79	優先交渉権者選定基準		36	第5	表2	G)- (3) 第二次審査の提案額が第一次審査の提案額を下回る場合、合理的な理由のない限り、減点することがあるとの記載がありますが、当該理由がある場合は、【様式16】に記載するという理解でよろしいでしょうか。	提案内容については、審査委員会が適切に審査を行います。なお、必要に応じて、募集要項に記載のとおり、応募者に対して担当部局からヒアリングを実施することがあります。
80	様式集及び記載要領	協力会社	2	第1	3	⑥ 協力会社の定義に「本事業に関し、資金を提供し、」とございますが、資金を提供する企業とは具体的にはどのような会社が想定されますでしょうか。	金融機関等を想定しております。
81	様式集及び記載要領	参加表明書の添付書類について	4	4	(1) ③	応募企業又はコンソーシアム構成員並びにそれらの親会社等が外国法人の場合、添付書類の日本語訳を添付する必要があるか。また、登記簿謄本に対する現地の外務省の証明（アポスティユ等）を取得して添付する必要があるか。	英語の添付書類については、日本語訳の添付は不要とします。添付書類が英語以外の外国語である場合には、原則として日本語訳の添付が必要となりますが、日本語訳の添付に替えて、英訳を添付することでも差し支えありません。また、登記簿謄本に対する現地の外務省の証明については、原則として添付していただく必要はありませんが、後日必要となった場合には提出を求めることがありますので、予めご承知おください。
82	様式集及び記載要領	企業名の記載	10	第2	2	「副本には、応募者、応募アドバイザー及び協力会社、その他公募に関し特定の応募者への支援・協力を行うものの企業名及び企業を類推できる記載は行わない」とありますが、どの程度の記載であれば許容されるのかご教示ください。	応募者、応募アドバイザー及び協力会社、その他公募に関し特定の応募者への支援・協力を行うものの企業名及び企業を類推できる記載は許容されません。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成29年6月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項			質問の内容	回答
83	様式集及び記載要領	守秘義務の遵守に関する誓約書	19	様式3-③	第6条	2	第6条第1項に記載のような場合、応募企業又は代表企業若しくはコンソーシアム構成員の協力会社となることも認められない可能性があるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
84	様式集及び記載要領	空港活性化方針に係る様式への記載事項	50	様式11-B			本様式の中で、「空港活性化に資するソフト面の取組みについて」記載するものとされ、ハード面への投資方針は様式11-Cの設備投資方針の様式で記載することとされている一方、選定基準のP.9の設備投資方針に係る説明の中で「各投資による活性化効果については空港活性化方針等で評価する」ととされていることの関係につきご教示ください。具体的には、本様式（11-B）においても、活性化効果を発現させるための施策としてであれば、ハード面の施設整備について記載可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	様式集及び記載要領	収支計画	54				その他事業には、二次提案の様式【様式19-F1-②】記載の、貨物ビル施設事業及び任意事業が対象に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	様式19-F1-②に記載の「貨物ビル施設事業」は、ビル施設事業に含まれます。また、同様式記載の「任意事業」は、その他事業に含まれます。
86	様式集及び記載要領	事業計画	98				無利子借入の返済の項目がありますが、現状の無利子借入の条件（残高、返済条件等）についてご教示下さい。また、今後の無利子借入による調達として想定されている借入（制度があるのであれば制度）についてもご教示下さい。	現状、ビル施設事業者において、無利子借入はありません。今後の予定については、第二次審査における競争的対話等でビル施設事業者にご確認ください。